

# 「無期転換ルール」に関する参考情報

## 有期契約労働者の無期転換ポータルサイト

無期転換ルールの概要や厚生労働省で行っている支援策、先進的な取組を行っている企業事例のほか、無期転換後の受け皿の1つとなる「多様な正社員」の導入の際に参考となるモデル就業規則などを掲載しています。

<http://muki.mhlw.go.jp/>



## キャリアアップ助成金

有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者などの労働者の、企業内でのキャリアアップなどを促進するため、正社員化、人材育成、処遇改善の取組を実施した事業主に対する助成制度として、キャリアアップ助成金を設けています。

キャリアアップ助成金の活用にあたっての要件などについては、以下のWebサイトでご確認いただけます。  
※無期転換ポータルサイトの「導入支援策」からもご覧いただけます。

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/part\\_haken/jigyounushi/career.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html)

※キャリアアップ助成金に関するお問合せ先については「雇用関係各種給付金申請等受付窓口一覧」をご覧ください。  
<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/madoguchi.html>

(キャリアアップ助成金お問い合わせ先: 兵庫労働局 ハローワーク助成金デスク 078-221-5440)

## 定年後継続雇用の高齢者の特例

通常は、同一の使用主との有期労働契約が通算5年を超えて反復更新された場合に無期転換申込権が発生しますが、

- ・適切な雇用管理に関する計画を作成し、都道府県労働局長の認定を受けた事業主(※)の下で、
- ・定年に達した後、引き続いて雇用される

有期雇用労働者(継続雇用の高齢者)については、**その事業主に定年後引き続いて雇用される期間は、無期転換申込権が発生しません。**

(※) 高齢者雇用安定法に規定する特殊関係事業主に定年後に引き続いて雇用される場合は、その特殊関係事業主です。

(注1) 定年を既に迎えている方を継続雇用している事業主が認定を受けた場合、認定日までに無期転換申込権を行使していない継続雇用労働者も特例の対象になります。

(注2) 定年後に同一の事業主に継続雇用され、その後引き続いて特殊関係事業主に雇用される場合は、特例の対象になります。(通算契約期間のカウントについては、同一の使用主ごとになされるため、その特殊関係事業主に雇用された時点から新たに行われます。)

\* 申請書等は兵庫労働局ホームページ

[http://hyogo-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/\\_122328/\\_122329.html](http://hyogo-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/_122328/_122329.html)  
を参考にしてください。

ホーム > 各種法令・制度・手続き > 無期転換ルールについて > 定年後継続雇用の高齢者の特例について

